

冬季観光コンテンツ造成補助金交付要綱

令和4年6月21日 観光・MICE担当局長決裁

(最終改正 令和8年7月23日)

(通則)

第1条 冬季観光コンテンツ造成補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、札幌市の冬季観光のさらなる振興につながる、冬の札幌でしか体験できない特別感のあるコンテンツ事業に関し、予算の範囲内において補助金を交付することで、観光客の誘致促進と満足度向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する次の各号のいずれかに該当する者であって、第3項に定める要件をすべて満たす者とする。

(1) 法人

(2) 団体（5人以上の構成員を有し、自主的かつ自発的な運営を行っている組織で、定款、規約又は会則等の定めにより活動を実施しているもの）

(3) コンソーシアム（事業の目標達成のために、複数の法人、団体が連携して事業を実施する形態）

2 前項第3号のコンソーシアムにあっては、当該コンソーシアムを構成するすべての法人及び団体が、次項に定める要件をすべて満たさなければならない。

3 前2項に規定する要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 札幌市税の滞納がないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況である者ではないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

(6) 法人その他の団体にあってはその代表者、役員、使用人その他の従業員若しくは構成員に、個人にあってはその使用人に、第4号又は第5号のいずれかに該当する者がある者ではないこと。

(7) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者ではないこと。

(8) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的等に照らし、

補助金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反がないこと、かつ、補助事業の実施に関し法令に違反していないこと。

(9) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号のすべてに該当する事業とする。

- (1) 冬季における札幌市の観光客の誘致促進や満足度の向上に加えて、周遊促進や観光消費拡大を目的とした、スノーリゾートとしてのブランド化に資することが期待できる事業であること。
- (2) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (3) 観光客を主なターゲットとする事業であること。
- (4) 札幌市内の冬季の観光事業への波及効果が期待できる事業であること。
- (5) 一過性の事業ではなく、本補助の活用後、事業の自走可能性があること。
- (6) 事業計画、資金計画が具体化されていること。
- (7) 実施にあたって必要な能力や資格を有する事業者が行う事業であること。
- (8) 札幌市の他の事業及び国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 観光資源を活用した観光コンテンツの造成・実施に係る経費
 - (2) 備品の購入・設備の導入・工事等に係る経費（コンテンツに直接用いるものに限る。）
 - (3) 販路基盤整備・プロモーションに係る経費
 - (4) その他市長が特に認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。
- (1) 国又は地方公共団体が所有する施設（指定管理施設を含む。）における、当該施設の魅力向上、機能拡充又は利便性の向上に資する経費。ただし、指定管理料その他公的資金の対象とならない自主事業に係る経費であって、事業の執行及び経理処理において当該指定管理業務との重複がないと市長が認めるものについては、この限りでない。
 - (2) 他の公的資金（指定管理料、補助金、委託費等）により既に措置されている経費と重複する経費
 - (3) 複数の所有主体が混在する施設において、補助対象外施設に係る経費との明確な区分が困難な経費

(消費税の取扱い)

第6条 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助対象に含まれないが、次の各号に掲げる事業者にあたっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めることができるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない者
- (2) 免税事業者
- (3) 簡易課税事業者
- (4) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費

税法別表第3に掲げる法人

- (5) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する者

(補助金の交付額)

第7条 補助金は、補助事業における補助対象経費の額の2分の1以内で、1事業500万円を限度として交付するものとする。この場合において、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助事業の実施期間は、補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）を受けた日から公募要領において指定する日までとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、公募要領で定められた期日までに、次の各号に定める関係書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式1）
 - (2) 事業計画書（様式2）
 - (3) 事業収支予算書（様式3）
 - (4) 交付申請者及びコンソーシアムを構成する法人及び団体の現在事項全部証明書又は定款、会則、役員名簿及び組合員名簿等組織構成の分かるもの
 - (5) 交付申請者及びコンソーシアムを構成する法人及び団体の直近の市税の納税証明書（指名願用）
 - (6) 誓約書兼同意書（様式4）
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 2 この要綱による補助金の交付を受けようとする者のうち、コンソーシアムの場合は前項に定める関係書類に加え、コンソーシアム構成書（様式1の別紙）を添付するものとする。

(交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかに別に定める審査委員会に付議し、その意見を聞いたうえで補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、当該交付決定の内容を補助金交付決定通知書（様式5）により、また補助金を交付しない旨の決定をしたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式6）により、速やかに交付申請者に通知するものとする。なお、これらの決定をした後は、申請の際に提出された書類は返却しないこととする。
- 3 市長は、第1項の場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による交付決定をする場合において、第2条の目的を達成するために、その趣旨の範囲内において指導及び助言を行い、条件を付することができる。
- 5 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 第3条第3項各号の要件を満たさない者
- (2) その他交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不適当であると市長が認める者

(交付の条件)

第11条 前条第4項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条第1項における交付申請の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(補助事業の実施)

第12条 第10条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法令等の規定、交付決定の内容並びに第14条及び第20条第1項の規定による指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第13条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを確認するため必要があるときは、当該補助事業者に対し、補助事業の状況に関して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に規定する調査等に協力しなければならない。

(実施等の指示)

第14条 市長は、補助事業が交付決定の内容に従って行われていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を行うことその他必要な事項の指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を指示することができる。

(申請の取下げ)

第15条 交付申請者は、第10条第2項の規定による通知（第10条第3項の規定により交付申請に係る事項に修正を加え、又は第10条第4項の規定により条件を付してされた交付決定に係るものに限る。）を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して7日を経過する日（市長が特に認める場合にあつては、市長が別に定める期日）までに、当該交付決定に係る交付申請の取下げをすることができる。

2 交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式7）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更)

第16条 補助事業者は、第9条第1項の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行った上で、事業内容変更等申請書（様式8）を市長に提出し

て承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更等申請書を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、変更の内容が適当と認めたときは、事業内容変更等承認通知書（様式9）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき再算定する補助金の交付額は、原則として、補助金交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により提出された書類を審査し、当該申請内容の変更について不適当と認めたときは、事業内容変更等不承認通知書（様式10）により補助事業者へ通知するものとする。

（辞退の届出）

第17条 補助事業者は、補助金の交付を辞退するときは、補助金交付辞退届（様式11）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の辞退届の提出を受けたときは、交付決定を取り消し、補助金交付決定取消・変更通知書（様式12）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条第3号に規定する承認（補助事業の廃止に係るものに限る。）を受けたときを含む。）又は補助事業の完了前に交付決定に係る本市の会計年度が終了したときは、速やかに事業完了報告書（様式13）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該報告書を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業実績報告書（様式14）
 - (2) 事業収支決算書（様式15）
 - (3) 補助事業の支払に係る領収書の写し（宛名に補助事業者の法人名又は氏名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳が分かるもの。内訳が分からない場合は領収書に加えて内訳が分かる請求書等の写しも提出すること。）
 - (4) 銀行口座振込同意書（様式16）
 - (5) 振込先金融機関の通帳の写し等
 - (6) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の報告書一式の提出は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日（土日又は祝日法による休日に当たる場合はその翌営業日）又は公募要領で定められた日までのいずれか早い期日までに行わなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度及び翌々年度においても、各年度の3月31日までに、事業実績報告書（様式14）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、別途市長と協議すること。

（補助金額の通知）

第19条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたとき（次条第2項の規定により実績報告書の提出を受けた場合を含む。）は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式17）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定する場合において、補助事業者が事業期間内に補助対象となった観光コンテンツの造成・販売等に要した総費用（補助対象

として申請しなかった経費や補助対象外経費等を含む。) に対して、当該補助対象となった観光コンテンツが直接的に生み出した売上（当該コンテンツに付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該補助対象となった当該コンテンツの寄与分に限る。）が上回ったと認めるときは、当該補助事業者の意見を聴いた上で、同項の規定により確定すべき額から当該上回った利益に相当する額（500万円を上限とする。）を減額して補助金の額を確定するものとする。

（是正のための措置）

第20条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該補助事業の成果が交付決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、必要な措置を講じた上で、第18条第1項の規定による実績報告を改めて行わなければならない。

（補助金の交付の時期等）

第21条 市長は、第19条の規定による補助金額確定の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の目的を達成するため特に必要があると市長が認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

3 補助事業者は、第1項ただし書の規定により補助金の概算払を受けたときは、第19条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の定めるところにより、その精算をしなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第22条 市長は、交付決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係るものに相当する部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

2 市長は、前項の規定による取消しにより特別に必要な事業に対しては、次に掲げる経費に限り、別に定めるところにより、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該交付決定の内容を変更することができる。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

4 市長は、第1項の規定による取消し又は前項の規定による変更をした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を補助金交付決定取消・変更通知書（様式12）により通知するものとする。

（違反等による交付決定の取消し）

第23条 市長は、前条第1項の規定による場合のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第12条、第27条又は第28条の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
 - (3) 当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
 - (4) 第10条第5項各号のいずれかに該当する者であるなど、補助事業者となることができない者であることが判明したとき。
 - (5) 第14条又は第20条第1項の規定による指示に従わなかったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、速やかにその旨を補助金交付決定取消・変更通知書（様式12）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 第22条第1項又は前条第1項の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。
 - (2) 第19条の規定による通知をした場合において、既に当該通知に係る補助金の額を超える補助金が交付されているとき。
 - (3) 第27条第3項に規定する財産処分申請を受けたとき（やむを得ないと認められる場合を除く。）。
 - (4) 第2項の規定による報告があったとき。
- 2 補助事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。
- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還が生じたとき。
 - (2) 交付決定取消し等に伴う補助金の返還が生じたとき。
 - (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付が生じたとき。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を請求する場合は、期限を定めて、補助金返還通知書（様式18）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、当該通知書に定められた期日までに、請求された補助金を返還しなければならない。

（加算金及び遅延損害金）

第25条 補助事業者は、第23条第1項の規定による取消しに関し、前条第1項第1号の規定による請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該請求を受けた額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第19条第1項に規定する割合で計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項本文の規定の適用については、請求を受けた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該請求を受けた額がその日に受領した補助金の額を超えるときは、当該請求を受けた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において補助金を受領したものとする。
- 3 第1項本文の規定により加算金を納付しなければならない場合においては、補助事

業者の納付した金額は、前条第1項第1号の規定による請求を受けた額に達するまで、まず当該請求を受けた額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受け、同項の規定により定められた期限（以下「納期日」という。）までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額）につき、補助金適正化法第19条第2項に規定する割合で計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。

（理由の提示）

第26条 市長は、第22条第1項若しくは第23条第1項の規定による取消し又は第14条若しくは第20条第1項の規定による指示をするときは、当該補助事業者に対し、その理由を示さなければならない。

（財産の使用・管理等に係る承認）

第27条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の財産のうち次に掲げるものを、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納付した場合又は交付目的及び当該財産の耐用年数（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他交付目的を達成するために特に必要があると市長が認めるもの

- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式19）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第28条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備するとともに、当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（電磁的記録等）

第29条 提出、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 通知その他これに類するもの（以下「通知等」という。）のうち、この要綱において書面により行うこととされているものについては、当該通知等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認

識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、観光・MICE担当局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和4年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年7月23日から施行する。